

## 施設使用料

施設名（区分）		面積 (m <sup>2</sup> )	基本使用料（円）					全日 9:00～ 21:30
			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30	昼間 9:00～ 17:00	昼夜間 13:00～ 21:30	
			平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	
大ホール (メモリアホール)	平日	727	12,960	19,440	25,920	25,920	38,880	45,360
	土・日・休日		16,200	23,760	32,400	32,400	48,600	56,160
多目的ホール (エイトホール)	平日	185	2,460	3,290	2,880	5,760	6,170	8,640
	土・日・休日		3,700	4,930	4,320	8,640	9,250	12,960
視聴覚室		86	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
第1会議室		90	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
第2会議室		58	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
第1研修室		69	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
第2研修室		37	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
第3研修室		36	610	820	720	1,440	1,540	2,160
農事研修室		56	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
生活改善実習室		56	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
和室1（36畳）		72	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
和室2（24畳）		51	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
楽屋1（和室）		33	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
楽屋2（洋室）		58	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
附属設備		市長が別に定める額						

### 【備考】

- 1 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料の最高額」という。）が3,000円以下の場合は、100分の50
  - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
  - (2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 大ホール又は多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本使用料とみなして、前各項の規定を適用する。
- 6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。
- 8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

## 附属設備使用料

施設	種別	品名	単位	1回の使用料(円)
大ホール (メモリア ホール)	楽器	コンサートグランドピアノ	1台	3,080
	舞台設備	水平幕又はバック幕	1枚	2,050
		大型スクリーン	1枚	1,020
		反響板	1式	2,050
		松羽目	1式	1,020
		吊り看板	1式	510
		国旗及び市旗	1式	1,020
		金屏風	1双	1,020
		演台	1式	100
		司会者台	1台	100
		指揮者台	1台	100
		平台	1台	100
		所作台	1式	3,080
		開き足又は人形立て	1台	100
		毛せん	1式	100
		長布団	1式	200
		めくり台	1台	100
		指揮者用譜面台	1台	100
		演奏者用譜面台	1台	100
		姿見	1台	100
		舞台照明	第1ボーダーライト	1列
	第2ボーダーライト		1列	1,020
	第1サスペンションライト		1列	1,020
	第2サスペンションライト		1列	1,020
	アッパー水平ライト		1列	1,020
	ローア水平ライト		1列	1,020
	フットライト		1列	1,020
	シーリングライト		1台	100
	フロントサイドスポットライト		1台	100
	センターピンスポットライト		1台	1,020
	スポットライト1KW		1台	200
	スポットライト500W		1台	100
	エフェクトマシン		1台	1,020
	先玉レンズ		1個	100
	オーロラマシン		1台	510
	ミラーボール	1台	510	
	持込器具	1KW	100	
	舞台音響 及び 視聴覚設備	ステージスピーカー	1台	510
		効果用スピーカー	1台	300
		拡声装置(マイク別)	1式	1,540
		マイクロフォン(ダイナミック)	1本	510
		マイクロフォン(ワイヤレス)	1本	820
		マイクロフォン(コンデンサー)	1本	1,020
		マイクロフォンスタンド(床上、卓上又はブーム)	1本	100
		三点吊りマイク装置	1式	510
		カセットテープレコーダー	1台	300
		MDレコーダー	1台	300
		カセット及びMD録音代(デッキ使用料込み)	1回	1,020
		CDレコーダー	1台	300
		DVDレコーダー	1台	300
	メディアレコーダー	1台	300	
	固定式プロジェクター	1台	1,540	
	多目的 ホール (エイト ホール)	楽器	グランドピアノ	1台
設備		エイトホール可動式ステージ	1式	510
		エイトホール演台	1台	100
		エイトホール譜面台	1台	100
音響	エイトホール音響設備	1式	1,020	
視聴覚室	楽器	エレクトーン	1台	510
		電子ピアノ	1台	—
	音響 及び 視聴覚設備	視聴覚室音響設備及びスクリーン	1式	510
		テレビ	1台	—
和室	設備	ビデオ又はブルーレイディスクプレーヤー	1台	510
その他	設備	和室演台	1台	100
	照明	展示パネル(1800×1800又は1200×1800)	1台	100
		移動式スポットライト	1台	510
	音響 及び 視聴覚設備	イベントアンブセット	1式	1,020
		ワイヤレスアンブセット	1式	510
		ポータブルアンブセット	1式	510
		可搬式プロジェクター	1台	1,540
		可搬式小型プロジェクター	1台	510
スクリーン	1台	510		